

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

| | | | |
|-------------|--|------|-------|
| No | 45 | 府省庁名 | 国土交通省 |
| 対象税目 | <input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 住民税(利子割) <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 その他（ ） | | |
| 要望項目名 | 新関西国際空港株式会社が行う環境対策事業のための助成金（国庫補助金とみなす）の総収入金額不算入等の特例措置の拡充 | | |
| 要望内容（概要） | <p>（独）空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、大阪国際空港及び福岡空港において、公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という。）第5条及び第8条の2に規定する住宅等の騒音防止工事（以下「騒音防止工事」という。）の助成業務を実施してきたところ。</p> <p>今般、関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合により、大阪国際空港において機構が行っている騒音防止工事の個人又は法人に対する助成業務については、新関西国際空港株式会社（以下「新会社」という。）に承継することとなっている。</p> <p>このため、機構からの個人又は法人に対する騒音防止工事の助成金に係る特例措置と同様に新会社からの騒音防止工事の助成金について、所得税法上においては、国庫補助金等の総収入金額不算入の特例措置を法人税法上においては、固定資産の帳簿価格を損金経理により減額する特例措置をそれぞれ要望する。地方税については、それに伴って自動連動するものである。</p> | | |
| 関係条文 | <p>（関係条文）</p> <p>【特例措置】 所得税法第42条第1項、同法施行令第89条第1項第4号 法人税法第42条第1項、同法施行令第79条第1項第4号 地方税法第24条、第294条</p> | | |
| 減収見込額 | （初年度） — （ — ） （平年度） — （ — ） （単位：百万円） | | |
| 要望理由 | <p>（1）政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪国際空港の周辺における住宅及び教育施設等（学校・病院及び保育所等）に必要な騒音防止工事に係る費用に対して新会社が行う助成の措置について、税制上の特例を措置することにより、航空機の騒音により生ずる障害の防止・軽減の円滑な実施を図ることを目的とする。 <p>（2）施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 空港周辺における関係住民の生活の安定を図るため、住宅及び教育施設等の静穏性を確保する必要がある。 | | |
| 本要望に対応する縮減案 | なし | | |

| | | |
|-----|------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 政策評価体系における位置付け ・政策目標 6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 ・施策目標 24「航空交通ネットワークを強化する」 |
| | 政策の達成目標 | 騒音防止工事未実施の住宅等（約700世帯）に対し航空機の騒音により生ずる障害の防止・軽減に必要な防音工事及び既に防音工事を実施した住宅等の静穏性を保持するための更新工事に関し助成の措置をとることで、関係住民の生活の安定を図る。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | （所得税）期限の定めのない措置（新会社設立日*から適用） （法人税）期限の定めのない措置（新会社設立日*から適用） ※関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の公布の日から1年6月を超えない範囲において政令で定める日 |
| | 同上の期間中の達成目標 | （大阪国際空港） ・平成23年から平成27年までの住宅騒音防止工事見込み 約16,700件 ・平成23年度から平成27年度までの教育施設等騒音防止工事見込み約10件 |
| | 政策目標の達成状況 | 過去3年間の騒音防止工事 （大阪国際空港） ・住宅騒音防止工事 【H20:4,102件、H21:2,277件、H22:1,068件】 ・教育施設等騒音防止工事 【H20d:4件、H21d:1件、H22d:3件】 |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | （大阪国際空港） ・住宅騒音防止工事 平成23年：約1,890件 平成24年：約3,770件 平成25年：約3,730件 平成26年：約3,690件 平成27年：約3,650件 ・教育施設等騒音防止工事（学校、保育所、病院、診療所等） 平成23年度：約2件 平成24年度：約2件 平成25年度：約2件 平成26年度：約2件 平成27年度：約2件 |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 本特例措置により、大阪国際空港周辺の住宅等の騒音防止工事を促進することにより、住宅等における航空機の騒音障害が解消され、住民生活の安定が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | なし |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | ・住宅騒音防止工事 （大阪国際空港） 国費 約7億円 H23d ・教育施設等騒音防止工事 （大阪国際空港） 国費 約3.6億円 H23d |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | 騒音防止工事業は、騒防法第5条及び第8条の2に基づいて住宅の所有者等が航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために必要な工事を行うときは、特定飛行場の設置者がその工事に関し助成の措置をとることとなっている。 助成効果を十分に発揮させるためには、本要望措置が必要不可欠である。 |
| | 要望の措置の妥当性 | 住宅及び教育施設等の騒音防止工事については、騒防法第5条及び第8条の2において、特定飛行場の設置者による工事に対する助成が規定されている。 また、大阪国際空港の周辺には未だ騒音対策が未実施の住宅や教育施設等があるほか、屋内環境基準を達成するため、引き続き、騒音防止工事を着実に実施していく必要がある。 |
| ページ | | 45—2 |

| | |
|------------------------------------|--|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p> | <p>過去3年間の適用実績 (大阪国際空港)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅騒音防止工事 <ul style="list-style-type: none"> H20:4,102件(所得税 約271百万円) H21:2,277件(所得税 約167百万円) H22:1,068件(所得税 約102百万円) ・教育施設等騒音防止工事(学校、保育所、病院、診療所等) <ul style="list-style-type: none"> H20d:4件(法人税 約47百万円) H21d:1件(法人税 約5百万円) H22d:3件(法人税 約75百万円) <p>※括弧内は推計による減収額である。</p> |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p> | <p>本特別措置により、大阪国際空港の周辺に所在する住宅の騒音防止工事については、平成20年から平成22年において7,447件、教育施設等の騒音防止工事については、平成20年度から平成22年度において8件が実施されており、空港の周辺における関係住民の生活の安定に寄与した。 また、平成21年度国土交通省政策チェックアップ評価書(平成22年7月)において、「空港周辺において環境改善が実現できた。」とされているところである。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>—</p> |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>—</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>—</p> |